

### 第33号議案

#### 品川区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

#### 品川区立公園条例の一部を改正する条例

品川区立公園条例（昭和39年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2電柱、標識の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表水道管、下水管、ガスパイプ、電線の項中「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項および変圧塔、マンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象または土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表保育所その他の社会福祉施設の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改め、同表備考に次の1号を加える。

3 期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）区立公園の占用料の限度額を改定する必要がある。